

マルチーズ 利用約款（月契約）

本利用約款は、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「乙」という）が提供するマルチーズの利用者となる事業者（以下「甲」という）と、乙の間においてマルチーズの利用について定めるものであり、甲はマルチーズ利用申込を行うに際しては本約款の内容を承諾したものとす。

定義

第1条（定義）

本契約において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）「マルチーズ」とは、東京ガス株式会社が開発しその著作権を有し、乙がその商標権を有する、地理情報システム基本ソフトウェアを元にして構築されたインターネット上の地図作成 Web サービス事業のことをいう。
- （2）「本サービス」とは、乙がマルチーズの名称で提供する Web サービス、マニュアルなどの関連資料のことをいう。
- （3）「プロット件数」とは、本サービスの利用に応じてマルチーズサービスで処理単位ごとにカウントされる数値のことをいい、詳細は別途料金表に定める。
- （4）「認証IDおよびパスワード」とは、乙がマルチーズの利用を許諾したユーザを Web 上で一意に認識するためのキーワードのことをいう。

契約

第2条（契約期間）

1. 本契約は甲が本サービスを申込み、乙が承諾する旨の通知を発出した時点で成立する。本契約の有効期間（以下「契約期間」という。）は、第3条に規定する甲による解約までの期間とする。但し、第13条、第14条に該当する事由が生じた場合はこの限りではない。
2. 乙は甲の申し込みを承諾した時点で、速やかに甲にその旨を通知する。但し、以下の各号に該当する場合は乙は申込みを承諾しない。
 - （1）甲が本サービスの申込書などに虚偽の事実を記載していた場合
 - （2）乙の業務の遂行上、または技術上著しい困難がある場合
 - （3）甲が本サービスの料金の支払やその他の契約上の義務を怠り、または怠るおそれがある場合
 - （4）その他、乙が甲を適当でないと判断した場合

第3条（契約者が行う契約の解約）

甲が本契約の解約を希望する場合は、乙の指定する方式にて乙に通知するものとし、通知した日の属する月の翌月末日をもって本契約は終了するものとする。

第4条（利用コースの変更）

甲が本サービスの利用コース変更を申し出た場合、その変更は乙が承諾する旨の通知を発出した時点で成立する。この場合、甲は変更希望日（毎月1日）の前月1日までに乙の指定する方法で乙に変更希望を申請するものとする。

料金

第5条（料金）

1. 甲は本サービスの利用料金として、認証IDおよびパスワード毎に次の金額の合計に消費税相当額を加算した額を乙に対して支払う。

利用料金の算定は毎月1日を課金初日とし、当月末日までの1ヶ月を単位として算定する。

 - （1）プロット件数上限に応じた月額基本料金。

- (2) プロット件数上限を超えて本サービスを利用した場合の各追加プロット件数に該当する利用料金。
2. 前項(1)号及び(2)号の金額とプロット件数上限は別途、料金表に規定する。
 3. 月額基本料金は、契約開始日が1日から15日に属する場合は月額基本料金全額とし、契約開始日が16日から該当月末日に属する場合は月額基本料金の半額とする。
 4. 月額基本料金に含まれるプロット件数は契約開始日が1日から15日に属する場合は月額基本料金に含まれるプロット件数分とし、契約開始日が16日から該当月末日に属する場合は月額基本料金に含まれるプロット件数の半分とする。
 5. 月額基本料金に含まれるプロット件数の未使用分は、月替わりの時点で無効とする。

第6条(請求及び支払い方法)

1. 乙は利用料金について締め日の該当月の翌月末日までに請求書を甲に送付し、甲は当該請求書に基づき請求書の支払期日までに所定の方法で乙に支払う。
2. 乙は理由の如何を問わず、支払いを受けた利用料金の払い戻しは行わないものとする。

第7条(金額の端数処理)

料金、その他の金額計算で1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

第8条(契約解約時の払い戻し)

本サービスの利用契約が解約された場合、該当月の未使用のプロット件数分の料金の払い戻しは行わないものとする。

サービスの提供

第9条(サービスの提供)

1. 本サービスの提供時間は、原則として24時間365日とする。但し、以下のいずれかに該当する場合には、乙は本サービスの一部または全部を必要な期間停止することがある。
 - (1) システムの定期点検、緊急時点検及び安定運用のために措置を必要とする場合。
 - (2) 本サービスを提供するためのシステムに障害が発生した場合。
 - (3) 第三者の故意、または過失による不具合に対策を講じる必要がある場合。
 - (4) 乙もしくは乙が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - (5) 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより、利用契約に基づくサービスの提供を行うことが困難になった場合。
2. 乙は、前項(1)号から(5)号の事由に基づく本サービスの停止によって生じた甲及び第三者の損害につき一切の責任を負わないものとする。
3. 本サービスを停止する場合、乙は緊急時を除いてメールまたはWEBページへの掲載をもって甲にその旨を連絡する。

出力結果の利用範囲

第10条(出力結果の許諾範囲)

1. 甲はマルチーズから出力された市販地図の掲載、販売、貸与、または二次著作物を制作してはならない。
2. 甲はマルチーズから出力された市販地図を媒体の種類に関わらず第三者に配布してはならない。
3. 市販地図の利用範囲について別途定めがある場合は、本条に優先されるものとする。
4. 甲はマルチーズから出力された結果を公共の安全または公序良俗に反する目的で使用してはならない。
5. 甲はマルチーズから出力された結果を日本国内でのみ利用可能とする。

認証ID及びパスワードの管理

第11条(認証ID及びパスワードの管理)

1. 乙は、甲が本サービスを利用するための認証ID及びパスワードを発行する。

2. 甲は、乙が発行する認証ID及びパスワードを適正に管理する責任を負う。甲は、甲が正当に権限を与えた甲の従業員に利用させる以外、認証ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、転売などをしてはならない。
3. 認証ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などにより、甲及び第三者に発生した損害について乙は何ら責任を負わないものとする。
4. 甲は認証ID及びパスワードの盗難があった場合、認証ID及びパスワードの失念があった場合、または認証ID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに乙にその旨連絡するとともに乙からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

権利の譲渡の禁止

第12条（権利の譲渡の禁止）

本サービスを使用する甲の権利は甲のみに帰属し、乙の明示の同意なしに本契約上の地位を第三者に継承させてはならない。

サービス提供の停止等

第13条（契約解除）

1. 甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、乙は何ら通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除できる。
 - (1) 申込みの記載に虚偽の事実が記入されていた場合。
 - (2) 本契約に基づき発生した債務の全部または一部に不履行があり、催告を受けたにも関わらず、当該期間内に履行しない場合。
 - (3) 他から仮差押、差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他の倒産手続の開始の申立てがなされた場合。
 - (4) 営業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
 - (5) 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなるなど支払停止状態に至ったとき。
 - (6) 競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき。
 - (7) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - (8) 乙が定める期間を過ぎても利用料金の支払が行われなかったとき。
 - (9) その他、本契約に基づく甲と乙との間の信頼関係を著しく損ねる行為があった場合。

第14条（サービスの停止）

甲が契約しているプロット件数上限よりも、著しくプロット処理が認められた場合、乙は本サービスの甲への提供を停止することがある。

第15条（本サービスの終了）

1. 乙は都合により本サービスを終了することができる。
2. 本サービスを終了するときは甲に対し、終了する日の3ヶ月前までに、電子メール、または書面にてその旨を通知する。本サービスの終了によって発生した甲の損害及び甲が第三者に与えた損害については、乙は一切責任を負わないものとする。

免責

第16条（損害の免責）

1. 乙は本サービスの利用により発生した甲の損害及び甲が本サービスを利用することによって第三者に与えた損害について、一切の賠償の責を負わないものとする。
2. 地図情報について、乙はその提供会社より提供される範囲で甲にサービスを提供する。乙はその正確性及び使用の成果について何等の保証責任を負わず、いかなる場合も甲の逸失利益、特別な事情から生じた損害及び第

三者から甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害についても責を負わないものとする。

3. 甲が、本サービスを利用して稼動する第三者の提供するソフト、サービスなどにより発生した甲の損害及び甲が第三者に与えた損害について、乙は一切の賠償の責を負わないものとする。

秘密保持

第17条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の技術上、業務上の情報の秘密を保持し、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとする。
2. 乙は、本サービスに関連して知り得た甲の個人情報を故意に第三者に開示、漏洩しないものとし、善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとする。
3. 乙は、甲が本サービスにおいて市販地図を利用した場合に、当該の地図提供会社に甲の所在、氏名、利用目的などを通知する必要があることを承諾するものとする。

利用契約の優先順位

第18条（利用契約の優先順位）

本契約とは別に、甲と乙の間で利用契約を別途締結した場合、その利用契約の条項が本規約に優先するものとする。

利用約款の変更

第19条（利用約款の変更）

乙は本約款を必要に応じて変更する必要がある。変更する場合は、乙は事前に甲に変更内容を通知するものとする。

協議

第20条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約の各条項の解釈に関し疑義が生じたときには甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

管轄

第21条（管轄裁判所）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。



附則

- ・ 2009年8月3日施行
- ・ 2015年7月1日改訂

マルチーズ利用料金表

2015年7月1日現在

マルチーズは原則として月間プロット件数上限に応じた月額利用料金制となっています。プロット件数上限を超過すると追加費用が発生します。

1. 基本料金

| 月間プロット件数上限 | 月額基本料金 |
|------------|-----------|
| 5,000 | 32,000 円 |
| 10,000 | 50,000 円 |
| 20,000 | 80,000 円 |
| 50,000 | 160,000 円 |

※月間プロット件数上限を超過した場合は、1プロットあたり5円が加算されます。未処理プロット件数の翌月繰越はできません。

※ 表示価格には消費税を含んでおりません。